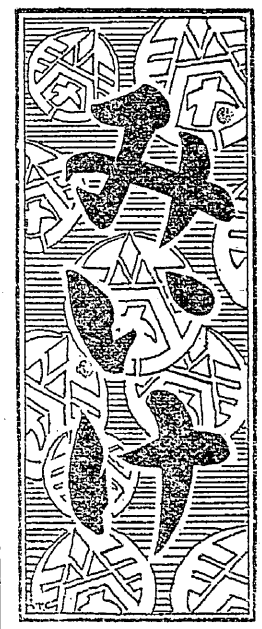

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　平島　敏治

独占資本の正體バクロ
黒字は設備資金へ
労働者には雀の涙ぐらいだ

【電話情報】によれば、五日午後四時より、三井本店大会議室で第五回の賃金団交をもつた。前回の約束に従い五〇〇円の（要求二、〇〇〇円）の提示がなされたが、交渉委員は提案理由に対して基本的な質問を行い、提示されたものに対して不満であつて検討の意思がなく、今後の交渉方法および態度は文書をもつて後刻表明することを明らかにし一蹴した。

責任の転嫁はご免

五〇〇円の提案理由として、会社は石炭鉱業は最近好況といわれているが、余りもうかつていない、会社は無配である。設備が必要だと、いつもわれわれに会社が好況になれば、働く皆様の生活も楽になりますといつていたことを全く要切り、如何に資本の蓄積に狂奔しつつあるかが次の実情説明でうかがわれる。

(1)石炭鉱業は着間でいわれているように好況ではないといつてイ、各産業は需要の増大を反映して生産がのび鉱工業生産は三十一年（暦年）は前年に比し二二%増となつているのに対し、石炭鉱業ののびは九・七%にとどまり、特に当社においては三・九%という状態である。

ロ、総資本収益を比較しても他産業の大手筋が三十一年上期決算において平均六%以上の収益率をあげているのに反し、炭鉱大手の十三社の石炭部門ではわずかに二・三%にとどまつている。尚当社では他社が三十年度下期より増配したにも拘らず未だに無配を継続している。

ハ、石炭鉱業においてはその生産を維持するために、特に多額の設備資金を必要とし、当社においてもこのため竪坑掘ぎくその他諸設備費が半期に約十二億円程度必要とするが、当社は上記の実情の他、現在約百七十億円の借入金を要しているのでその調達に苦慮している実情である

というようなことをのべているが、その責任が会社、経営者にあることは一言もふれていないことは全く不満だ。

(2)炭鉱賃金の現況は暫時向上を示していることは事実であり、当社は同業他社に比しその所得も相当程度上回つている現状である。

諸負給者の労働強化でなされていることは一口も出さない

(3)以上の如き当社の経営状態から見て事業の長期安定に支障を来たすが如きあるいは安易に炭価に転嫁せしめるが如き賃金上げは許されない。

長期計画や事業安定に対する詳細な報告がなく、また組合が要求する、経営参加、経理公開もないのはどうしたことか。

(4)今後の見通しについても仮に出炭が需要に応じ相当のびたとしても原価中には鋼材、坑木、運賃などの値上りが現実にあり、又炭価は自先き的には重油のシナガスレ或いは船運賃の高騰等一時的現象で競争燃料に比し割安を示しているが、近い将来競争燃料が旧状に戻ることは必至なのでその傾向は楽観を許されない。しかしながら炭鉱賃金、炭鉱経営は長期の不況を脱し若干ながら好転を見たので当社としても同業他社との振合いと基礎産業としての社会的責任遂行のため、今後の増産について貴方の協力を期待して別紙の通り提案する。

諸物価の値上りのみを会社原価計算に算入し、生活費に算入することを忘れている。再度会社幹部に物申す。会社経理がよくなつたら皆様の生活も楽になるといつたが、いくらもらかればよいのか。スープの骨はいやだよ。

ぜいたくな飲食は、他人に惨害を与え他人の物を奪い取るものである

ガンジー

一人がぜいたくをすると十人が飢える

タツタ五〇〇円
職場は不満でいつぱい

会社が提案した内容は次の通りである。（鉱員賃金）

1、従来通りとしその解釈については昭和二十三年十二月二十七日付連盟炭労間、賃金協定書同附属覚書に規定するところによるものとする。

2、所定労働時間は従来通りとする。

3、賃金額、現行基準賃金に坑内外成人男子一人当平均月額五〇〇円（税込）を増額する。但し女子及び十八才未満の男子については労働の質と量に応じ、適正増給額を別途協議決定する。家族給については額、支給条件は従来通りとする。

4、標準作業量については、従来の協定に基き適正なる運営を図るものとする。

5、協定期間中に現行賃金協定運営上の疑義解釈については、協定当事者間において協議決定する。

6、新賃金決定までは現行賃金によるものとし、一月以降の経過分については一時金を支給する

7、その他の協定事項については従来通りとする。

○職員給与については従来の慣行により協議決定する。

○協定期間は昭和三十二年一月一日より同年十二月三十一日までとする。

前進
第一次回答をめぐつて

総評を中心とした賃闘の中で炭労は、去る五日第五回団体交渉を行つた、席上各社一齊に第一次回答がなされた。

とくに三井における回答内容は現状の石炭好況を若干肯定しつつも生産性の問題を取上げ、昭和三十一年度の生産性は前年度に比し全産業が二十一%上つているのに対し炭鉱は九、七%であり、さらに三井は三、九%であるといつている。また七期にわたる無配を表面に出し、さらに百七十億円の借入金があるとし半期十二億円程度の企業資金を投じているので現状においては経営内容が非常に困難だというようなことを前提として、同業他社の釣合いなどもありこんどの増産に期待するということを前提として、つぎのような回答がなされた。

賃金額は現行賃金に坑内外の成年男子一人当り平均月額金五百円（税込）を増額する。なおその五百円のうち二百円は現行賃金の不合理の面を是正するために充当するすなわち炭労でいう修正給の部分である。炭労の要求通りにこれを当てはめると、三百円がベタで二百円を修正給にするという意味である。

標準作業量については従来の協定に基き、適正なる運営を図りたいと云つている。その他の協定は従来通りとする。以上のような回答がなされている。もちろんわれわれはこの回答にたいしては全面的に不満である。中闘もこの立場に立つてこれを拒否する態度を決定した。

× × ×

以上の回答に接しわれわれはつぎのことを考えてみる必要があるのではないか。

会社は生産性を力説する前に、まず会社自らがつぎのようなことをどのように考えるであろうか。

昭和三十一年の一月から四月までの製造業の賃金を比較してみると（労働省の毎月勤労者統計）平均を百とした場合に、硫安、鉄鋼、電気、造船などは約百五十%に賃金がなつている。私鉄、鉄条、車輌、製紙、自動車、これらは約百三十%、機材、機具が百二十%。石炭は百、九%の地位にある。

基礎産業である炭鉱がこのような他産業に比して低い賃金水準を示しているということは、何ら回答の中には触れられてはいない。

とくに三池のごとく石炭を原料としての関連産業が発達しているところにおいては、この問題は深刻である。具体的回答書の中にある五百円の増額についても、もちろんわれわれの要求の四分の一にしかなつていない。

また標準作業量は据置のごとく見せかけておきながら、その内心は適正なる運営を図るという字句の中に標準作業量を各山毎に引上げを行おうという意図がかくされているように判断される。それは回答書の中にある「運用解釈は昭和二十三年十二月二十七日付、連盟炭労間の賃金協定書及附属覚え書に規定することによる」ということを冒頭に配つていることについてもわれわれは深く注意を払わなければならない。

これは昭和二十三年協定に言う協定書第二項の三に言う十月以降において探炭技術、もしくは方式の変更、主要設備、稼行炭層条件の変化、企業の完了または非常災害により出炭能率に著しく影響を受けたと認められたときは、各山元で協議をして現行作業量を変更出来ることになつている。

したがつて、とくに二十三年協定を持出したのはこのように炭労、一本で標準作業量引上げを打出すと相当に反撃もあるだろうと予想し現行協定の運用という字句を使つていかにも表面的には標準作業量については、据置きのごとき印象を与えておいて、その本質は各山元に各個撃破的に二十三年協定を盾に強引に修正を図ろうと意図しているのではなかろうか。このようなことをわれわれはとくに警戒しなければならない。

いよいよ本格的な賃闘の段階に立ちいたつた。われわれは第一次回答をこのように理解し、下部においても徹底した討議の中から闘う態勢を一層強化し、これに対決しなければならないであろう。

増産態勢に反撃
前段闘争の指令を発す

炭労第四回中闘委は一月六日今次賃闘に対する前段闘争に関して次のような情勢分析のもとに指令を発した。

職場闘争を放棄するな

昭和三十二年の全国出炭は推定五千万トンを突破することがほぼ確実視されるに至つた。この数字は三十年度実績に比べ、七百四十八万五千トンの増加である。

従つてその事象は、常態における生産態勢をもつてしては到底需要に応じきれないため、一時増産の諸施設が顕著となつてきた。

このことは当面の需要と、石炭労使に課せられた賃金問題解決に絡んで益々強化されつつあるものと判断する。

このような状態の中で支部、職場の闘争は非常な困難性を有している。しかしながら今次賃闘との現実的関連において放置することを許されない。

指令の点検を

各支部が直ちに実施する要綱として次の通り指令して来ているが三池では常時行つているとはいえ、点検する必要がある。

(1)公休日の振替作業及び公休日の希望臨時採炭など一切中止せよ

(2)一時雇賃制による増産は一切拒否せよ。

(3)増産のための番方変更及び一時職種転換は行わぬようにせよ。

(4)一時的増産のための臨時夫、組夫の新採用を中止せしめよ、特に臨時夫及び炭労未加盟の職組などに対しては、今次賃闘についての話合いを深め、本指令の実施に対し、協力を求めるよう努力せよ。

(5)、保安法、保安規程、基準法に基く対象を樹立し、災害の万全を期せ。

一齊休憩はよいか

二十日以降厳密に実施する要綱として

1、坑内外別、番方別に各支部一齊一時間休憩を実施せよ。

2、一齊休憩によつて生ずる減産復元の採炭作業はこれを拒否せよ。

但し一齊一時間の休憩に困難なる特殊の職場は指導員の指示をうけよ。

オルグ活動開始

中闘発第十七号及び第二十号指令説明並びに各態勢確立のため、次の通り指導オルグが九州に派遣される。

期日は二月八日から十八日まで

野口副委員長　上村給与部長
黒田婦宣部長　渡辺中対部長
中村、住田、岩永、平原の各中闘。

運賃値上反対など政府へ申入れ
各単産代表、大臣と会見

二月二日、運賃値上げ健保改悪などの反対および賃上げ要求を、各関係大臣に申入れるため、総評ならびに各単産代表約六十名が、大蔵、農林、運輸、厚生、文部各大臣に手わけして総評小山政治部長らとともに会見、要望書を手交した。

会見のもようは以下述べるとおりであつたが、厚生大臣については事務上の手違いから他日あらためて会うことになつた。

玄関で押問答

総評、電通、全農林、大蔵の各単産代表二十名は池田大臣に会見を求めた。その際秘書課長は玄関口で「会見の約束は代表六名の方に会うということですから、二十名は困ります」ときわめて事務的な口調に、代表は「乱暴するわけでもないし、二十名でもよいではないか」と押問答をつづけたため、蔵相と会つた時間は約一分たらず申入書を手交して引上げた。

運賃値上げを回答

午後二時、運輸大臣にたいし総評小山政治部長ほか国鉄、私鉄代表六名は運賃値上げ反対の申入れを行つた。大臣は「国鉄運賃は四月一日より一割三分引上げる。その際国鉄職員には、労務による乗客へのサービスを期待する」むね発言。国鉄労組を憤激させた。私鉄については国鉄につづいて値上げする考えはないが合理化を計る考えであると答えて終つた。

政府潮時まつ

総評の神鳥法対部長、全農林、全日自労の代表五名は二日午後一時より港湾者米価値上げ、米の統制撤廃反対について申入れを行つた申入れの結果からみて政府はあくまでも、米の値上げは強行するハラであり、選挙終了をまつて食管特別調査会の結論を出し、米価値上げを再度提出してくると予想される。したがつてこの闘いを推進するとともに強力にこれをアツピールしていかねばならない。

文化の統制反対へ

同じく二日総評、官公労組、日教組、全電波の各代表が文部省稲田文部事務次官を訪ずれ、今国会に教科書法、臨時教育制度審議会法ならびに放送法改悪、映画法などの文化統制法の提案を行わないように要望つぎのような申入れを行つた。

教科書法、臨時教育制度審議会法ならびに映画法の制定、放送法の改悪に反対します。国家によつて教育の民主々義をハカイし、教育を統制しようというものであり、また言論、文化の自由という国民の基本的権利に制限を加えようとするものであつて、これらの国会提出はすみやかに撤回すべきであると考えます。

社会主義
第66号(2月号)
世界と日本……山川　均
石橋・池田財政の手品……岸　沢
社会党大会傍聴記……向坂逸郎
国鉄運賃制度の現状……楠　栄一
【社会主義講座】
農業問題と農民運動……農民運動研究会
お申込は各支部教宣部へ　定価五〇円
社会主義協会